

(報告事項エ)

個人情報保護制度の運用状況について

1 条例・規則改正

個人情報保護制度に関連する条例・規則の改正について報告するものです。

- (1) 松本市個人情報保護条例施行規則（令和5年規則第9号）の一部改正（令和6年4月1日施行）

主な改正内容としては、①郵送開示請求に係る規定の明文化、②電磁的記録媒体への複写に係る規定の整備、③光ディスク（CD-R）を交付する場合の費用の明文化（1枚当たり80円（税込））です。

改正前	改正後
<p>(開示等の請求)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定する請求書を提出する場合は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他本人であることを証する書類を提示又は提出しなければならない。</p>	<p>(開示等の請求)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 前項に規定する請求書を提出する場合は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他本人であることを証する書類（以下「本人確認書類」という。）を提示又は提出しなければならない。<u>ただし、当該請求書を郵送により提出する場合は、次に掲げる書類を請求書に添えて提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>松本市個人情報郵送開示請求・開示文書郵送申出書（様式第2号の2）</u> （別紙参照）</p> <p>(2) <u>本人確認書類を複写機により複写したもの</u></p> <p>(3) <u>開示請求者の住民票の写し（開示請求前30日以内に発行されたものに限る。）</u></p>
<p>3 [略]</p> <p>(開示等の方法)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定め</p>	<p>3 [同左]</p> <p>(開示等の方法)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>2・3 [同左]</p> <p>4 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定め</p>

る方法とする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は光ディスク等に複写したものの交付
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴、光ディスク等に複写したものの交付又は用紙に出力したものの閲覧若しくは交付

別表（第13条関係）

保有個人情報 記録されている媒 体		写し 等	金額
1 文書 又は 図面	文書 又は図 面(マイ クロフ ィルム 及び写 真フ ィルム を除 く。)	複 写機に より複 写した もの	1枚につ き10円(多 色刷りにあ っては、50 円)
		外 部発 注によ るもの	作成に要 した費用に 相当する額
	マイク ロフ ィルム	用 紙に印 刷した もの	1枚につ き10円
	写 真 フ ィルム	印 画紙に 印画し たもの	作成に要 した費用に 相当する額
2	録音	光	作成に要

る方法とする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴、電磁的記録媒体に複写したものの交付又は用紙に出力したものの閲覧若しくは交付

5 前項の規定により電磁的記録媒体に複写したものの交付を行う場合は、実施機関が用意した電磁的記録媒体に複写するものとし、電磁的記録のファイル形式はPDF形式とする。

別表（第13条関係）

保有個人情報 記録されている媒 体		写し 等	金額
1 文書 又は 図面	文書 又は図 面(マイ クロフ ィルム 及び写 真フ ィルム を除 く。)	複 写機に より複 写した もの	1枚につ き10円(多 色刷りにあ っては、50 円)
		外 部発 注によ るもの	作成に要 した費用に 相当する額
	マイク ロフ ィルム	用 紙に印 刷した もの	1枚につ き10円
	写 真 フ ィルム	印 画紙に 印画し たもの	作成に要 した費用に 相当する額
2	録音	光	容量が

電磁的記録	テープ又はビデオテープ	ディスクに複写したもの	作成に要した費用に相当する額	電磁的記録	テープ又はビデオテープ	ディスクに複写したもの	700メガバイトのもの1枚につき80円
		その他の電磁的記録に複写したもの	作成に要した費用に相当する額			その他の電磁的記録媒体に複写したもの	作成に要した費用に相当する額
	その他の電磁的記録	光ディスクに複写したもの	作成に要した費用に相当する額		その他の電磁的記録	光ディスクに複写したもの	容量が700メガバイトのもの1枚につき80円
		その他の電磁的記録に複写したもの	作成に要した費用に相当する額			その他の電磁的記録媒体に複写したもの	作成に要した費用に相当する額
		用紙に出力したもの	1枚につき10円			用紙に出力したもの	1枚につき10円
備考 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。				備考 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。			

(2) 松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号）の一部改正（予定）

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する刑法改正（令和7年6月施行）に合わせ、個人情報保護条例の規定を変更（「懲役」→「拘禁刑」）する一部改正を予定しています。

改正前	改正後
-----	-----

○松本市個人情報保護条例

附 則

(経過措置)

- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は旧条例第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第50条第2項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、施行日前にその業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 6 [略]
- 7 [略]
- 8 [略]
- 9 [略]
- 10 [略]

○松本市個人情報保護条例

附 則

(経過措置)

- 2 [同左]
- 3 [同左]
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は旧条例第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第50条第2項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、施行日前にその業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。
- 6 [同左]
- 7 [同左]
- 8 [同左]
- 9 [同左]
- 10 [同左]

2 個人情報の漏洩について

こども部こども福祉課において、5月27日に個人情報の漏洩事件がありました（メールにて報告済）。

通知の宛名と異なる対象者の氏名を記載した申請書を同封し、115人（そのうち、53人が開封済）に送付したものです。その後すぐに全ての対象者宅を訪問し、謝罪の上、誤送付した通知は全て回収しました。

こども福祉課では文書発送時に複数職員で内容を確認することを徹底して再発

防止に努めている一方、庁内においては適切な事務処理を徹底するよう改めて通知をし、注意喚起を行いました。

3 情報公開制度の電子化

公文書公開制度においては、書面による請求書の提出に替えて、電磁的記録を送信する方法（現在はL o g oフォーム上）による公文書公開請求を可能としています。この場合であっても、決定通知書や該当公文書の写しの送付は郵送によることが必要となっていました。令和6年10月からL o g oフォーム上で決定通知書及び該当公文書の写しを受け取ることを可能とするよう、情報公開制度の電子化を進めています。

一方、個人情報の開示請求については、請求者の厳格な本人確認が必要であると考えることから、電磁的記録を送信する方法による開示請求については慎重に検討を進めています。

4 研修の実施

松本市個人情報保護条例第3条第4項に規定する個人情報取扱事務従事者への研修について、報告するものです。

(1) 実施日時

令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）

(2) 研修方法

個人情報取扱事務従事者その他受講希望者に対し、各自で個人情報保護制度についての動画を視聴してもらう方法

(4) 研修内容

ア 個人情報保護制度の概要

イ 具体的な実務上の変化及び留意事項

(5) 今後の予定

毎年度、同様の研修を実施する予定です。